

## 市内一律運賃制度について

## 1 目的

路線バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送（自主運行バス）の一律運賃制度を導入することにより、市民が市内の移動手段として、路線バス、乗合タクシー、自家用有償旅客運送（自主運行バス）のどの移動手段を使っても同じ料金で同じように利用できるようにすることで、市内の地域公共交通の利用促進を図り、維持・確保に努めるとともに分かりやすく利用しやすい公共交通ネットワークを整備する。

## 2 内容

## ●路線バス

神姫バスのＩＣカード（ニコパカード）を使用し、市内の停留所で乗車し、かつ、市内停留所で降車した場合に、一律運賃を適用する。

項目	内容
対象路線	加東市内を走る全ての路線 (高速バスを除く)
対象停留所	市内すべての停留所
一律運賃額	大人 100 円 小人・障がい者 50 円

\*通常運賃と一律運賃との差額は、市が負担する。

\*乗継割引は、差額補填後の運賃から割引される。(別紙参照)

## ●社市街地乗合タクシー

運賃変更内容

項目	変更前	変更後
1 回	200 円	100 円
自主運行バスからの乗継	100 円	

## ●自家用有償旅客運送（自主運行バス）

米田ふれあい線、きよみず線、とうじょうあいあい線、福田ふくふく線の運賃変更内容

区間	変更前	変更後
地区内～地区内	100 円	100 円
地区内～地区外	300 円	
地区外～地区外	300 円	

## 3 開始日 令和4年4月1日～



## NicoPaカードを活用した 路線バス一律運賃制度について

1

### 運賃パターン(1)

①加東市内→加東市内のご利用

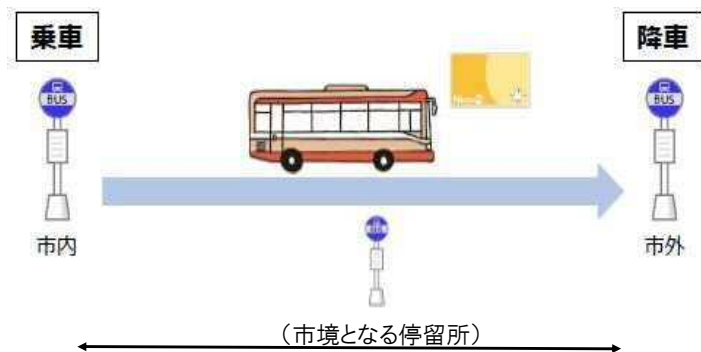


通常運賃	260円
利用者運賃	100円
市負担(差額)	160円

2

## 運賃パターン(2)

②加東市内→加東市外のご利用



通常運賃	260円
利用者運賃	260円
市負担(差額)	0円

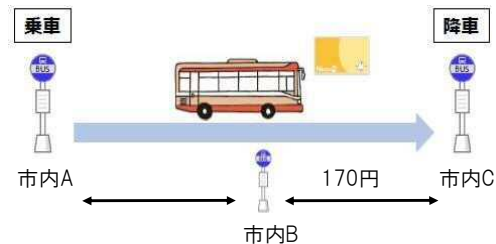
通常運賃260円

※一律運賃制度は適用しません

3

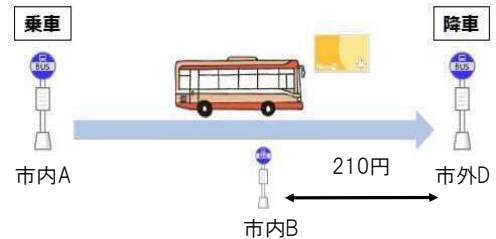
## 運賃パターン(3)

③A～B間のNicoPa定期券で加東市内Cへ乗り越した場合のご利用



乗り越し運賃	170円
利用者運賃	100円
市負担(差額)	70円

③A～B間のNicoPa定期券で加東市外Dへ乗り越した場合のご利用

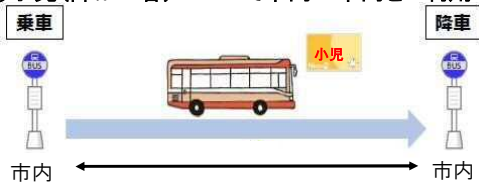


乗り越し運賃	210円
利用者運賃	210円
市負担(差額)	0円

4

## 運賃パターン(4)

④小児(障がい者)NicoPaで市内→市内をご利用



通常運賃210円  
一律運賃100円  
小児NicoPaを判定→50円

小児運賃	110円
利用者運賃	50円
市負担(差額)	60円

④小児(障がい者)NicoPaで市内→市内をご利用(小児運賃が上限額未満の場合)

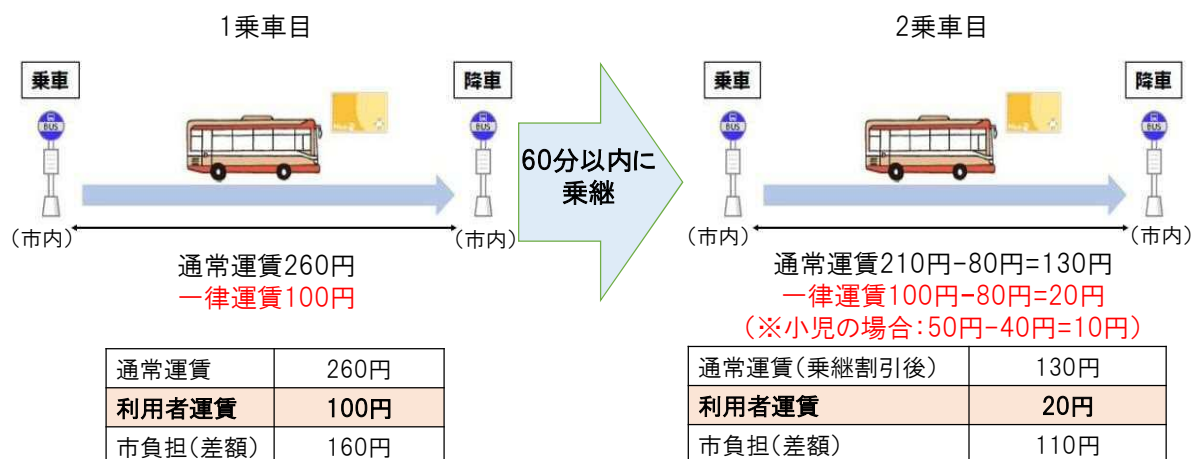


通常運賃170円  
一律運賃100円  
小児NicoPaを判定→50円

小児運賃	90円
利用者運賃	50円
市負担(差額)	40円

5

## 運賃パターン(5) 乗継割引



6